

住所地特例の不正運用に対する考え方

問題点：

住所地特例制度は、入所系施設の所在する市町の介護給付費が不必要に上昇することを防ぐための全国的な制度です。このため、住所地特例施設に入所される場合は、前住所地の市町が引き続き保険者となり、所在市町はこの施設に転入された方の給付は行いません。

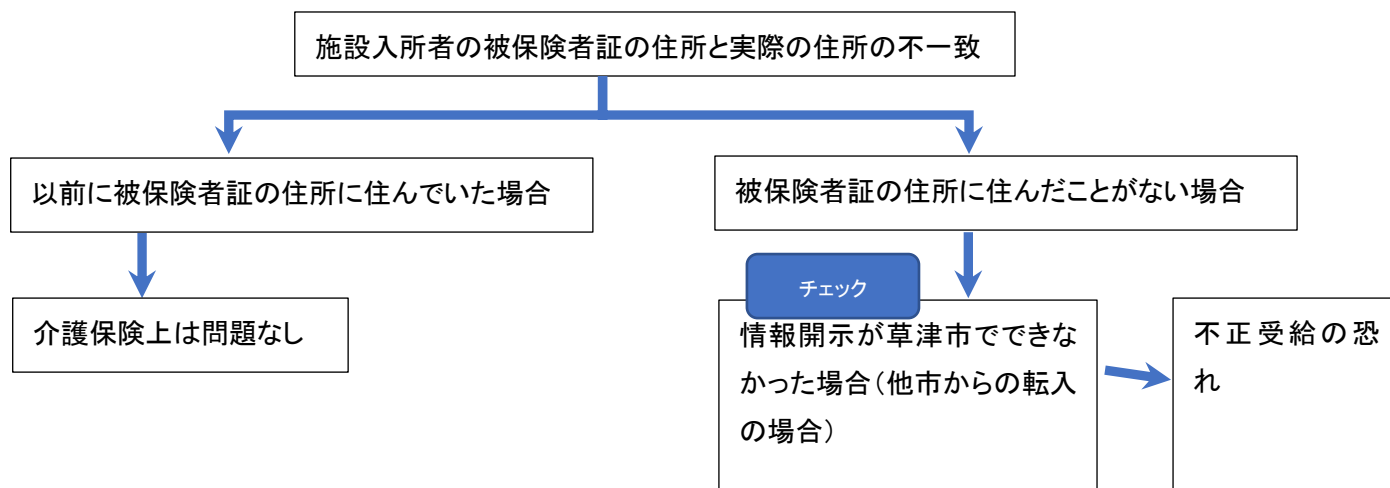
草津市で最近、転入手続き時に住所地特例対象者（本来であれば他市の被保険者）であるにもかかわらず、居住実態のない草津市の家族の家に住民票を置くことで草津市の被保険者になりかけたケースがありました。当市としては、窓口で発見次第、家族や本人に対して、住民票の虚偽申請による介護保険給付の不正受給になり、実際に不正受給を受けると介護保険法第22条第1項が適応され、返還請求をされることを説明し、転入の取消しを案内しましたが、そのような虚偽申請が後を絶たない状況です。

介護サービス事業所（サービス付き高齢者住宅・有料老人ホームを含む）に対しての啓発

サービス付き高齢者住宅・有料老人ホームの大半は訪問介護事業者や居宅介護支援事業所などが併設されており、県や市が定めている基準条例には、「市町村への通知」の項目で、「偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき」は市町村へ通知することが定められています。すなわち転入後の介護保険証の住所が市内の一般住宅にもかかわらず生活実態が施設にある場合に不正受給の可能性があると考えer必要があります。（ただし、当市に長年住んできた方が、住民票を移さずにサービス付き高齢者住宅等の施設に住んでおられる場合もあるので注意が必要。この場合は、情報開示等を行い転入日時時点で要介護認定が前保険者から引き継がれているかどうかで判断ができません。図参照）

- ①被保険者証と住所と居住実態の確認の徹底
- ②不正受給が疑われる場合の市町村への通報の徹底
- ③介護サービス事業所（サ高住・有料老人ホームを含む）は、介護保険の利用について事前に相談されることも多いことから、相談の段階で不正受給が起こらないように情報提供の徹底。（これをしておかないと、介護サービス事業者に相談したが何も言われなかったといわれる恐れがある）

図



参考：添付ファイル参照

「介護保険法」第22条第1項には「③偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる」と記載されており、この事実を把握した場合、小規模多機能型居宅介護事業所は「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」第29条第2項第2号および第109条第1項に基づき「④偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。」は遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。と定められております。（草津市独自のものではなく国の省令に同内容が記載されています。小規模多機能以外の事業所においても同様の文言が省令に記載されています。）

このため市に対して通知をしないと指導の対象となります。

また、住所地特例の制度について介護サービス事業者やサービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム事業者として、本人や家族に住所地特例制度の意義や④に基づき市に通報することなどを伝えられていたのか？伝えられていないのであれば、本人や家族はペナルティを知らずに不正を行ってしまったことになり、専門家である事業者の説明不足について対応策が必要である。

○介護保険法抜粋

（不正利得の徴収等）

第二十二條 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一条の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。

○草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

（利用者に関する市への通知）

第29条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

（準用）

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16および第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

○住民基本台帳法(抜粋)

(市町村長等の責務)

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない。

(昭四四法三〇・昭六〇法七六・平六法六七・平一一法一三三・令元法一六・一部改正)